

## 東京電力による時効利益の事前放棄の可否

福田健太郎

### 目次

- I はじめに
- II 原賠法に基づく損害賠償請求権と民法724条
- III 時効利益の事前放棄をめぐる従前の理解
- IV 時効利益の事前放棄の可否
- V おわりに

### I はじめに

原発事故によって生じた損害の賠償については「原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）」（原賠法）が規律するが、損害賠償請求権の期間制限については民法724条が適用されると考えられているため、福島第一原発事故により生じた損害についての賠償請求権は、最短で2014年3月11日の経過をもって時効消滅する危険性があった。しかし、権利行使を期待することのできない被災者が多数存在する中で、権利消滅期間を延長すべきであるとの声が強まり、2013年12月に「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成25年12月11日法律第97号）」（原賠時効特例法）が議員立法<sup>(1)</sup>によって制定された。同法によって特定原子力損害<sup>(2)</sup>に係る賠償請求権の消滅時効期間は10年に延長され（同法3条）、特定原子力損害の被害者による損害賠償請求が権利行使期間の経過を理由として退けられるという事態は当面の間回避されることとなった。

今般の立法が被害者の保護に資することは明らかであり、原賠時効特例法そのものは高く評価すべきものである。もっとも、原賠時効特例法の前提のひとつともいうべき理解に

についてはなお検討が必要であるように思われる。東京電力による時効利益の事前放棄は民法146条で無効になるという理解がそれである。時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができないわけであるから（145条）、賠償義務者である東京電力が消滅時効を援用しないということを表明すれば、少なくとも724条前段の3年時効の問題は解消されると考えられないことはない。実際、福島県や日弁連などは消滅時効を援用しないよう東電に対して要請していた<sup>(3)</sup>、東京電力の社長も援用は考えていないという趣旨のことを述べていた<sup>(4)</sup>。

ところが、東京電力は、2013年2月4日、原子力損害賠償債権の消滅時効について次のような見解を表明した<sup>(5)</sup>。まず、消滅時効の起算点については、被害者が損害を現実に認識し、東電に対して損害賠償を請求することが事実上可能な状況となった時点は、東電の「損害賠償請求の受付開始」の各時点であるため、消滅時効の起算点は、それぞれの損害について、東電が中間指針等に基づき賠償請求の受付をそれぞれ開始した時である。次に、時効の中断事由について、東電は、仮払補償金を支払った被害者に対し、東電に対する請求を促す各種のダイレクトメールや損害額を予め印字する等した請求書を送付しているところ、それらを送付する行為は債務の承認に該当するから、被害者が東電からダイレ

クトメール等を受領した時点から、再び新たな時効期間（3年間）が進行する<sup>(6)</sup>。

これは東電が時効利益の事前放棄をしないということを前提にした見解であるが、東電が時効の利益の放棄を明示しなかったのは、民法146条が「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない」と規定していることによる<sup>(7)</sup>。つまり、各方面からの要請に応じて時効の利益を放棄しようと思っても、146条が障壁になって放棄することができないから、時効起算点や時効の中断事由の明示等で対処せざるをえないというわけである。そして、このような理解を前提にする限り、東電による対応では限界があるから原賠時効特例法の制定が必要であるという議論に必然的に繋がっていくことになる。

しかし、時効の利益の放棄を求められて、かつ、債務者自身もそれを拒まない場合に、146条を根拠に援用権の放棄を認めないことにどこまでの意味があるものであろうか。146条はそのような放棄をも禁止しているものなのであろうか。このように考えると、146条によって時効の利益の放棄が無効になるという前提理解に問題がないかということ自体を検討する必要があるように思えてくるのである。以下では、原賠法に基づく損害賠償請求権は724条の期間制限に服するという、本稿での検討の前提（いわば前提の前提）となる理解の是非について検討したうえで、東電による時効利益の放棄は本当に許されないのか、すなわち、不法行為の加害者が損害賠償債務を負った場合に時効の利益を事前に放棄することはできないのかという問題について検討することにする。

## II 原賠法に基づく損害賠償請求権と民法724条

時効利益の事前放棄が可能かという問題は、問題となっている債権が時効によって消滅するものであるからこそ問題となるので

あって、もし仮に当該債権が時効消滅しないのであればそもそもこのような問題が登場することはないということになる。債権である以上時効によって消滅するのは当然のようにも思えるが、原賠法には権利消滅期間に関する規定が存在しないため、問題となりうるのである。

では、原賠法に基づく損害賠償請求権が消滅時効によって消滅しうるものであろうか。この点に関しては、立法時の国会審議において、民法724条が適用される旨説明がなされている。具体的には、1961年5月30日の参議院商工委員会において、参考人の加藤一郎が、「さらにまた時効の問題がございますが、民法の724条の規定で、損害が起こったことを知ってから3年、それから不法行為のときから20年という時効の期間が設けられておりますが、これもそのまま適用される」と述べている<sup>(8)</sup>。また、原賠法の注釈書も、原賠法第2章の規定は民法の損害賠償に関する規定の特例であるところ、責任発生要件等に関する規定以外のものは原子力損害賠償責任に対してもなお民法の適用があり、709条から724条までの不法行為法の規定の中では、709条、715条、716条、717条は第2章の規定によって排除されるものの、その他の規定はなお適用があるとして、724条がそのまま適用されることを説示している<sup>(9)</sup>。このように、従来の議論は原賠法に基づく損害賠償請求権に724条の期間制限が適用されるということを前提としていた。そして、消滅時効の規定が適用されるからこそ、損害賠償請求権の時効消滅を避けるために、724条に規定する消滅時効の期間を延長する特別法の制定が必要であるということになるわけである。

もっとも、この問題については、国会審議の場において踏み込んだ議論がなされたわけではないし、注釈書の説明においても一般法・特別法の関係にあるからという理由付け以上の実質的な理由付けがなされているわけ

ではない<sup>(10)</sup>。そうであれば、事故後の現実の被害状況を前にして<sup>(11)</sup>、解釈論のレベルで、従来の理解が適切であったのか改めて議論することも可能であったように思える<sup>(12)</sup>。ただ、この方向での議論は従来の見解を全面的に否定するものであり、①時効消滅しない金銭債権を認めることの妥当性や②そのような解釈を事故後に急に唱えることの妥当性等<sup>(13)</sup>慎重にならざるを得ない点が多々あり、現実的にはほぼ期待できないものであった。

いずれにせよ、この問題については、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成25年6月5日法律32号）」（原賠ADR時効中断特例法）<sup>(14)</sup>及び原賠時効特例法が724条の適用を前提とした規定を置いている以上、その是非はともかくとして、法的には解決されたというほかない。現時点においては、解釈論のレベルで724条の適用を否定することはできず、724条の適用があることを前提に解釈論を展開していくしかない。

### Ⅲ 時効利益の事前放棄をめぐる従前の理解

本章では時効利益の事前放棄をめぐる従前の理解について見ていくことにするが、まず、146条の規定内容を概観したうえで、その後、事前放棄が認められない理由等について確認する。

#### 1. 146条の規定内容

146条は「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない」と規定する<sup>(15)</sup>。ここでいう「あらかじめ」というのは、時効が完成する前という意味であるから、時効完成前の時効利益の放棄は本条によって認められない。もっとも、既に経過した時期の利益だけを放棄することは可能である。この意味での放棄は、時効中断事由としての「承認」に該当することになり<sup>(16)</sup>、放棄（すなわち「承

認」）の時点から新たな時効の進行が開始する。

これに対して、時効完成後は本条の反対解釈により、時効利益の放棄が認められる。ただ、この時効利益の放棄は意思表示を要素とする法律行為（単独行為）であるから、効果意思が必要となり、その前提として時効完成の認識も必要となる<sup>(17)</sup>。そうすると、時効の完成を認識せずに債務を承認するなどした場合（自認行為）をどのように扱うのかということが必然的に問題となる。この点について、かつての判例は、時効期間経過後に債務者が債務の承認をしたときは時効完成の事実を知って承認をしたものと推定するという構成で、時効完成を知って時効利益の放棄を行った場合と同様の結論を導いていたが<sup>(18)</sup>、かかる構成に無理があるのは明らかであったため<sup>(19)</sup>、その後、判例変更がなされ、現在では、信義則を根拠にして、時効完成の事実を知らずに債務の承認をした債務者による消滅時効の援用を否定している<sup>(20)</sup>。学説上も概ね判例を支持している<sup>(21)</sup>。

このように、時効完成前の時効利益の放棄は許されないが、時効完成後の時効利益の放棄は認められ、仮に時効が完成したことを知らずに債務を承認するなどしてしまった場合は信義則によって援用が封じられるというのが146条を取り巻く現在の状況であるといつてよい。

#### 2. 事前放棄についての伝統的な説明

それでは、時効利益の事前放棄が許されないのはどのような理由に基づくものなのか。146条の存在理由、趣旨が問題となるわけであるが、伝統的には、この問題は時効制度をどのように考えるのか、時効の効果をどのように考えるのかということとも絡んで理論的には若干込み入った状況になっていた。以下に確認しておくことにする。

##### (1) 起草者の説明

まず、起草者の見解を確認しておこう<sup>(22)</sup>。時効の部分起草した梅謙次郎は、時効を公益のために設けられた制度であるとし<sup>(23)</sup>、権利が長期にわたって不確定の状態にあることは取引の安全を害し、社会の経済に大きな影響を与えることを指摘する<sup>(24)</sup>。権利者は自己の権利を等閑に付し取立て法律の保護を願わない者であるがゆえにその権利を失わせても酷とはいえず、債権者の中には既に弁済によって自己の債権が消滅していても相手方がその証拠（領収書等）をもっていないことを奇貨として古い証文を利用して不正の利益を博することもありうるところ、このような状況であれば受取証書等の証書を永久に保存せざるを得ないことになるが、これは非現実的であるから、立法者は時効制度を設けて、若干の歳月を経るまでその権利を行使することを怠る者はそのために権利を失うべきものとし、怠慢なる権利者を戒めるとともに狡猾な債権者が策を弄することのないようにすることとしたという<sup>(25)</sup>。時効利益の事前放棄が許されない理由も時効が公益的な制度である点に求め、次のように述べる。「時効ノ未タ成就セサルニ及テハ当事者ハ常ニ其権利ノ確實ナルコトヲ思ヒ復其証明ノ困難ナルコトヲ思ハス必要アレハ何時ニテモ其権利ヲ証明シテ之ヲ伸長スルコトヲ得ルモノト輕信シ予メ時効ノ利益ヲ抛棄スルコトハ往往ニシテ之アルヘシ然レトモ十数年ノ星霜ヲ経過シテ証拠次第二湮滅スルニ至リ若シ相手方カ其者の権利ヲ認メサルトキハ之ヲ法廷ニ争ハサルコトヲ得ス之ヲ法廷ニ争ハンニハ須ラク確實ナル証拠を提出スヘシ而シテ今復証拠ナキヲ如何セン是ニ至リテ千悔萬恨スルモ及フナ是レ本条ノ必要アル所以ナリ」<sup>(26)</sup>。具体的にどのような場面を念頭においているのかやや分かりにくい記述であるが、たとえば、弁済の事実の立証が容易であると思ひ（弁済前に）時効の利益を放棄したが、十数年経過後の訴訟において弁済の証拠を提出することができず

結局敗訴してしまったというケースを想定することができる<sup>(27)</sup>。そのような事態を避けるために146条が必要であるというのである。

次に、富井政章であるが、富井はまず時効の根拠について次のように述べる<sup>(28)</sup>。時効制度は永続した事実上の状態を保全する必要にその根拠を置くものである。事実上の状態が永続すると一種の秩序を構成することとなり、生活関係の標準となる。その状態を尊重せず過去の事実に基づいて権利を主張することができるものとすれば紛争が頻発し共同生活の秩序が乱れることとなる。時効制度の根拠が上述のような点にある以上、時効に関する規定は一般に強行的なものと解すべきであり、時効にかからない権利を当事者の意思で時効にかかるものとすることはできず、時効にかかる権利を時効にかからないようにする意思表示も無効となる。時効期間、起算点、中断、停止の原因に関する規定も強行的効力を有する。このような理解を基礎に、時効利益の事前放棄については次のように述べる<sup>(29)</sup>。時効制度は、単に一人の利益を保護するのみにあるのではなく社会生活の秩序を保持することを目的とするものであり、時効の規定は一般に強行法に属するものであるから、当事者の意思でその適用を回避することは許されない。時効の要件を具備しているにもかかわらずその効力が生じないことを合意することができるのであれば、権利者は常にそのような合意を要求し義務者は軽忽にこれを承諾することが必然である。しかし、そのような結果は時効制度の効用を減却し、立法の目的を達することができなくなる。

このように、起草者はいずれも、時効利益の事前放棄が許されない理由を公益や社会秩序維持といった時効制度の趣旨に求めている。もっとも、公益や社会秩序維持という言葉は用いつつも、時効利益の放棄を強いられることになる債務者の利益の保護であるとか、（おそらくは）既に弁済をした債務者の

利益の保護という私益的な要素をも理由として挙げており、当事者の利益から離れた純粋な公益のみを理由とする姿勢は貫かれていない<sup>(30)</sup>。既にこの時点で、後に通説的な見解となる①公益、②債務者保護という二元的な説明の原型が形成されていることが読み取れるのである<sup>(31)</sup>。

## (2) その後の学説による説明

二元的な説明は、上述の債務者保護の部分については時効利益の放棄を強いられることになる債務者の保護という説明を前面に出す形で、その後の学説によって引き継がれることになる。

鳩山秀夫は、時効制度の趣旨を、永続した事実状態による社会秩序の維持<sup>(32)</sup>、真正権利者や正当に義務を免れた者の保護、証明の容易化、権利の上に眠る者の不保護といった点に求め<sup>(33)</sup>、時効制度がこのように社会の秩序を維持するという公益上の必要に基づいたものである結果、時効に関する規定は強行法であることを原則とすると述べる<sup>(34)</sup>。時効利益の事前放棄が認められない理由も、公益上の理由に基づく時効制度は私人の意思表示によって任意に左右することが許されないからとしたうえで、もし債権の消滅時効についてあらかじめ時効の利益を放棄することを許せば債権者は常に債務者を強制してこのような意思表示をさせることとなり、時効制度を設けた趣旨が没却させられるとする<sup>(35)</sup>。

我妻栄も概ねこの説明を踏襲する。時効制度の根本的な存在理由を社会の法律関係の安定に求め、二次的な存在理由として、証拠保全の困難の救済や権利の上に眠る者の不保護を挙げている<sup>(36)</sup>。時効利益の事前放棄が許されない理由についても、時効の利益は、これによって利益を受ける者の意思によって享受させるべきものであるところ、時効完成前にあらかじめ時効の利益を放棄することを認めることはこの趣旨に適さないものであり、また、永続した事実状態を尊重しようとする

時効制度の目的が個人の意思によってあらかじめ排斥されることになって不当であるだけでなく、債権者が債務者の窮状に乗じてあらかじめ消滅時効の利益を放棄させては甚だしい不都合を生ずるからである、と述べる<sup>(37)</sup>。

このように、時効が公益的な規定であり私人の意思で排除できないということをひとつの根拠にしつつ、同時に、とりわけ消滅時効の場合を念頭において、債権者が自らの優位な地位を利用して債務者に時効利益の放棄を迫ることになるという不都合性をもうひとつの根拠にして、時効利益の事前放棄の禁止を説明するというのが通説的な見解となった<sup>(38)</sup>。そして、同様の趣旨から、時効の完成を困難にする特約も無効となるとされた<sup>(39)</sup>。

これらの見解に共通しているのは、時効を社会秩序維持や法律関係の安定を企図した公益的な制度とみている点である。もとより、公益という視点で全てを説明するわけではないが、少なくとも公益という視点が制度理解の中核に据えられていることは確かである。時効を公益的な制度とみるからこそ、時効の効果を私人の意思で事前に排除することはできないという解釈が正当化されることになるわけである。

## (3) 訴訟法説からの説明

もっとも、時効制度を立証困難の救済のための制度と捉える見解からは、時効利益の事前放棄についても異なった説明がなされることになる。以下では、代表的論者である川島武宜の見解を見ておくことにする。

川島は消滅時効制度の存在理由について大要次のように説明する。民法の時効規定の中には、その法的処理ないし法的構成およびその目的ないし機能において差異を有する3つの制度が存在する<sup>(40)</sup>。請求権時効<sup>(41)</sup>、不行使時効<sup>(42)</sup>、取得時効の3つ<sup>(43)</sup>がそれであるが、これらすべてに共通した存在理由を述べることは理論的に乏しく、もし強いてそのようなものを述べるならば過度の抽象化によっ

て内容空虚なものになるし、過度の抽象化を避けようとするならば、共通の存在理由として挙げ得るものはあまり有意義なものではなくなる。これら諸種の時効制度に共通しているものは「存在理由」ではなく、消滅時効・取得時効がともに一定の者にとって有利な法定証拠を生ぜしめるということである。時効の存在理由として、学説は、長期間継続した事実状態を維持することが法律関係の安定のために必要であるとか、権利の上に眠っている者は保護に値しないということを挙げるが、これらの理由付けは、本来はある過去の時代の取得時効の制度の説明として妥当するものであって、現代の、しかも消滅時効制度の説明としては適切なものではない。長期間の経過によって立証が困難になるという点のみが現代法の消滅時効制度の要点に関する。長期間の経過によって困難になるのが権利の存在の立証なのか、権利を主張される側にとっての権利不存在の立証なのかという点が問題となるが、現代の請求権時効においては、請求権の相手方を権利不存在の立証の困難から救済するという点に、主要な機能・目的があると読むべきである。消滅時効制度の主な目的は、長期間の権利不行使の結果、義務者が訴訟上自己を防衛するために必要な証拠を保持することが困難となることを考慮し、権利消滅の法定証拠を義務者に与えることにある。

川島はこのように、時効制度の趣旨を立証困難の救済という点に求めるわけであるが、このような理解を基礎に据えたと、公益という概念は時効法の解釈においてそれほど大きな地位を占めなくなる。実際、川島は、時効利益（時効抗弁権）の事前放棄が禁止されている理由について、「窮迫した地位におかれた者が予め時効抗弁権の放棄を強要されることにかんがみ、民法90条と同一の精神にもとづく政策的考慮によって説明するほかはない」と述べ、専ら債務者の保護という観点か

ら時効利益の事前放棄を根拠づけている<sup>(44)</sup>。公益を理由とする理由付けは意識的に排斥されているのである。

#### （4）検討すべき点

このように、時効利益の事前放棄が許されない理由については、各学説が依って立つ時効観によって差異がみられる。時効制度を公益的なものと捉える見解は、時効利益事前放棄禁止の理由を、①時効は公益的な制度であるから、私人があらかじめこれを排除することは許されない、②債権者が優位な立場を利用して債務者に対して時効利益の放棄を強制することになる、という2点（あるいは①のみ）に求め、時効制度を立証困難の救済のためのものと捉える見解は、これを②のみに求める傾向にあったわけであるが、以上が時効利益の事前放棄禁止の根拠付けをめぐる伝統的な学説の状況であったといえる<sup>(45)</sup>。そして、この状況に鑑みると、前者の見解に立脚すれば、公益というものが理由になるわけであるから、時効利益の事前放棄を認める余地はないということになり、後者の見解に立脚すれば債務者保護というのが理由になるわけであるから、債務者保護に抵触しない特段の事情がある場合には、時効利益の事前放棄を認める余地があるようにも思えることになり<sup>(46)</sup>、時効の存在理由をどのように考えるかという点が時効利益の事前放棄の問題に大きく関係してくるようにも思える。

ところが、時効を公益的な制度であるとする論者の説明を見ても、そこで説かれている公益の中身は必ずしも明確ではない。もし、そこで説かれる公益の内容が、時効利益の事前放棄を禁じる合理的な理由にならないのであれば、時効は公益的な制度であるから時効利益の事前放棄は認められないのだという説明も正当性が失われることになり、時効利益の事前放棄がなぜ禁止されているのかということについても別の説明が必要になる。このように考えると、第一に検討すべきは、時効

利益の事前放棄を禁止する絶対的な理由であるようにも思える「公益」の中身ということになる。以下では、時効の存在理由をどのように考えるべきかという問題には立ち入らず、そこで言われている公益とは何なのかという公益の中身について検討することにする。

### 3. 時効法における公益の内容<sup>(47)</sup>

#### (1) 起草者の公益理解

まず、起草者の理解を見ておこう。法典調査会における審議過程で時効の存在理由としての公益の中身が議論された形跡はないため<sup>(48)</sup>、起草者の著書における叙述を確認することにする。梅謙次郎は、著書で次のように述べている。「時効ハ公益ノ為メニ設ケタルモノニシテ権利ノ永ク不確定ノ景状ニ在ルハ大ニ取引ノ安全ヲ害シ社会ノ経済ニ影響スル所尠カラサレハナリ」<sup>(49)</sup>。取引の安全というのが何を指すのか、また、社会の経済に与える影響とはどのようなものなのかは必ずしも明らかではないが、少なくとも、梅は、公益の内容を取引の安全と理解しているということが読み取れる。もっとも、「時効カ公益上必要ナル制度ナリト云フハ長日月間不確定ノ状態ニ在リシ権利ヲ法廷ニ訴ヘ或ハ経済上ノ攪乱ヲ来シ或ハ証拠ノ大半湮滅セルヲ奇貨トシテ不当ノ勝訴ヲ萬一ニ僥倖スルノ徒ヲ出タサンコトヲ恐ルレハナリ」<sup>(50)</sup>という記述もあり、これによると、公益とは、長期間不確定の状態にある権利に関する訴訟の抑止、経済的な混乱防止といったことを意味することになるだけでなく、(相手方の)証拠の散逸を利用した不当な訴え提起の防止といった私益に還元できそうな内容<sup>(51)</sup>も公益概念に盛り込まれることになる。

富井は公益という言葉ではなく「法律生活の安固」とか「共同生活の秩序」という言葉を用いているが、意図するところは同じであるといつてよいであろう。富井は、時効制度

が永続した事実上の状態を保全する必要にその根拠を置くものであり、事実上の状態が永続すると一種の秩序を構成し生活関係の標準となることを述べたうえで、永続した事実状態を尊重しないと次のような弊害が生じることを指摘する。「法律上ニ於テ其状態ヲ尊重セス久シキ過去ノ事実ニ基キ権利ヲ主張スルコトヲ得ルモノトセハ紛争百出シテ殆ト底止スル所ナク共同生活ノ秩序ヲ紊ルコト少カラサルヘシ」<sup>(52)</sup>。ここでは、過去の事実に基づいて権利を主張することを許すことによる紛争の多発(の防止)が公益(共同生活の秩序)の内容とされているのである<sup>(53)</sup>。しかし、続く文において、債務を弁済した者が永久に受取証書を保存しなければならなくなることを秩序混乱の具体例として挙げており、少なくとも消滅時効については弁済者保護という私益的な意味合いが「公益」とか「共同生活の秩序」という言葉の中に含まれていることが見て取れる<sup>(54)</sup>。

このように、起草者の理解では、公益というのは取引の安全とか紛争多発の防止を意味するものであったと一応言うことができるが、その説明は安定しておらず、混乱している印象を与えるものになっている<sup>(55)</sup>。

#### (2) その後の学説の公益理解

それでは、同時期及びそれ以後の学説はこの問題をどのように考えていたのであろうか。同時期の見解として、岡松参太郎のそれを見ておくことにしよう<sup>(56)</sup>。岡松は、時効の根拠として権利の保護(立証困難の救済)、意思の解釈、秩序の維持という3つを挙げており、立証困難といった私益的な内容も根拠に含めているわけであるが、本稿との関係で確認すべきは秩序の維持というときの秩序の中身である。岡松は秩序の維持について次のような説明を行っている。①権利者でないのに権利を有し、権利者であるのに権利を行わないという名実が伴わない状態を永続させるのは公益に反する、②権利の回復を請求せ

ず、権利を行使しないまま年月が経ちその後権利の回復を許すとすると訴訟が増加し公益を害する、③占有者・義務者は既に返還を請求されたり権利を行使されたりすることはないと信じ、現在の状態の上に複雑な関係を作っているわけであるから、このような場合に元の状態を回復させることを許せば秩序が乱れ、公益の侵害が非常に大きい。②の訴訟の増加が公益の侵害になるという点については起草者の理解と一致するが<sup>(57)</sup>、③の内容については起草者の著書には見られない記述である。永続した事実状態を基礎に法律関係が積み重ねられている状況下で元の状態を回復させることを認めると混乱が生じることは容易に想定できるが、岡松はこれを公益侵害と表現しているわけである。したがって、従前の法律状態を回復させることに伴う法律関係の混乱回避を公益と表現していることになるが<sup>(58)</sup>、この理解が公益の中心的内容として後の学説に引き継がれていくことになる<sup>(59)</sup>。

後の学説の一例として、伝統的通説を代表する我妻の見解を確認しておこう。前述のとおり、我妻は時効制度の存在理由を、社会の法律関係の安定（永続した事実状態の尊重）、証拠保全の救済、権利の上に眠る者の不保護の3つに求めているが、「社会の法律関係の安定」の具体的な内容について、「一定の事実状態が永続するときは、社会は、これを正当なものとして信頼し、それを基礎として、種々の法律関係を築き上げる。（中略）従って、後日これを覆して、正当な権利関係にひき戻すことは、その上に築き上げられた社会の法律関係を悉く覆滅することになる」と述べている<sup>(60)</sup>。岡松以来の説明がここでも登場するわけである。我妻は、時効制度の存在理由を説明する場面で公益とか社会秩序という言葉を用いているわけではないが、「一定の事実状態が永続するときは、社会は、これを正当なものとして信頼」するとか、「社会の法律関係

を悉く覆滅することになる」と述べていることから、時効を公益的な（側面を有する）制度と捉えていることは明らかであるし、このことは、時効利益の事前放棄の箇所でも、「永続した事実状態を尊重しようとする時効制度の目的が、個人の意思によって予め排斥されることになって不当である」<sup>(61)</sup>と述べられていることから読み取れる。つまり、我妻も、従前の法律状態を回復させることに伴う法律関係の混乱回避を公益の具体的な内容と捉えているのである。

### （3）公益の内容たりうるのはどれか

では、このように理解されるところの公益が時効利益の事前放棄を禁止する合理的な理由となりうるのかということであるが、この問題を検討する前に「公益」として本当に意味があるのはどの内容かということを確認しておく必要がある。学説によって示された公益の内容の中には、ほとんど意味をもたないものもあるし、そもそも公益と言えるのか怪しいものもあるからである。

まず、取引の安全とか経済的な混乱の防止といった内容についてであるが、どのような点で取引の安全を害するのか、どのような経過をたどって経済が混乱するのかといったことが具体的に想定できない説明になっている<sup>(62)</sup>。これらの内容は、公益という漠然とした概念を取引の安全や経済的な混乱といった同じ程度に漠然とした概念で言い換えたにすぎないものであり、公益の内容としては意味がなく、検討の対象にはなりえない。この点については、星野英一が（時効の存在理由としての）社会秩序や公益という言葉を批判する際に述べたことが参考になる。星野は、公益や社会秩序を時効の存在理由とする見解を次のように批判する。

「『社会秩序』については、どのような法律制度であっても、ある社会秩序維持の役割を果たす。少なくとも当初できたさいには、ある人々にとって、ある種の社会秩序を創設



し、維持する意味をもつものである。従って、法律制度の根拠として『社会秩序』維持をいうだけではなんらの解答にならず、問題はどのような社会秩序の維持か、より具体的には、どのような価値判断に立ち、どのような人々のどのような利益を保護するためのものか、に存する。(中略)『公益』もきわめてあいまいな概念である。『社会秩序』と同じく、民法は直接にはある人々のある利益を保護するものであるが、これによって結局は社会全体を維持し、その意味で社会の利益になることを意図して規定されているものであり、『公益』と言っただけではほとんど何も言ったことにならない。「時効により直接権利を得または義務を免れる者と、それにより直接権利を失う者(当事者)以外の者の利益」を考えるにしても、「その中でも、当事者となんらかの点で契約(取引)関係にある、いわゆる『第三者』もあれば、そうでない者…もあり、さらには、これとも全く関係のない者…などもある」のであるから、「どの型の者の利益を意味するのかこそが問題であり、漠然と『公益』といっても十分な答えにならない」<sup>(63)</sup>。

このように、時効制度の存在理由とする場合であれ時効利益の事前放棄の禁止理由とする場合であれ、具体的な中身を伴わない概念は検証の対象にならないというべきである。

では、従前の法律状態を回復させることに伴う法律関係の混乱回避という伝統的通説によって中核と位置付けられている公益理解はどうか。この理解は、永続した事実状態の上に築き上げられた法律関係が正当な権利関係に引き戻されることによって覆されることのないようにすることを公益の内容としており、具体的な状況が想定できる点で、前述の漠然とした内容とは異なる。しかし、既に指摘されているように、この見解が時効制度の保護対象と考えているのは、事実状態を信頼した第三者である<sup>(64)</sup>。事実状態の上に築き

上げられた法律関係を覆すことで不利益を受ける者というのは当該事実状態を真実だと信じて取引関係に入った者であるわけであるから、そこで保護しようとしているのは公益というよりは第三者の私的な利益ということになる。私人の利益を超えたところにある公益という視点はここでは登場しないのである。そうすると、従前の法律状態を回復させることに伴う法律関係の混乱回避というのは公益の内容ではありえないということになる<sup>(65)</sup>。

このように考えると、公益の内容として維持できるのは訴訟増加の防止くらいしかない<sup>(66)</sup>。訴訟の増加の防止というのが時効制度の存在理由として適切かどうかは別として、訴訟が減少すれば裁判所という国家機関の負担も軽減されるわけであるから、少なくとも、公益の内容としては十分な具体性を備えているといえる。公益の内容として維持できるのは訴訟の増加の防止のみということになる以上、かかる訴訟の増加の防止が時効利益の事前放棄を禁止する理由になりうるのかということを検討すればよいということになる。訴訟の増加の防止が合理的な理由になるのか、次章で検討することにしたい。なお、本稿の主たる目的は消滅時効完成前に時効の利益を放棄できるのかを検討することであるため、以下では消滅時効を念頭において検討を進めることにする<sup>(67)</sup>。

## IV 時効利益の事前放棄の可否

### 1. 訴訟増加の防止の合理性

前述のように、訴訟の増加の防止というのは時効制度を基礎付ける公益の内容には十分なりうる。しかし、それが時効利益の事前放棄を禁止する理由になるのかということについては別途検討が必要である。146条は、時効完成前は時効利益の放棄を認めないという規定であるが、反対解釈として、時効完成後は時効利益の放棄ができるということになっ

ている。この結論を、訴訟増加の防止という公益的な理由付けによって正当化できるのかというのがここでの問題である<sup>(68)</sup>。

貸金返還訴訟を例に挙げて考えてみよう。借主が任意に債務を弁済しないときは、貸主は訴えを提起して債権の回収を図ることになる。しかし、消滅時効が完成すれば、たとえ訴えを提起しても債務者が時効を援用することになるため、基本的に請求が棄却される。このとき、訴えを提起しても請求が棄却される可能性が高く、訴訟費用がかかるだけになるくらいなら最初から訴えを提起するようなことはしない、ということが一般論として言えるのであれば、時効制度があることによって訴訟の増加を防ぐことができるといえる<sup>(69)</sup>。そして、時効利益の事前放棄についても、事前放棄を禁止すれば消滅時効の完成までの期間が延びることはなくなるわけであるから、そのような場合に訴えを提起する者が減少するということが一般論として言えるのであれば、訴訟増加の防止というのは時効利益の事前放棄を禁止する根拠となりうる<sup>(70)</sup>。

しかし、仮にそう言えたとしても、説明できない問題がいくつか存在する。第1は、時効完成後の時効利益の放棄が認められていることである。このことを直接規定した条項は存在しないが、通説は146条の反対解釈として、時効利益の事後放棄を認めている<sup>(71)</sup>。時効完成時期の延長は訴訟を増加させるという理解を前提とする限り、時効利益の放棄を事後的にはあれ認めると、訴訟増加の可能性はそれだけ増大することになる。時効完成後に時効利益を放棄する者は任意に債務を履行する可能性が高いと言えなくもないが、それでも、訴訟増加に結び付きうる時効利益の放棄を、なぜ時効完成後にのみ認めているのかということについて、訴訟増加の防止をもって公益と捉える見解は、説得的な説明ができていないように思われる。

同様の問題は事前放棄の場面でも生じる。

通説は、時効完成前の時効利益の放棄を債務者による債務の承認と捉え、時効中断の効果が生じると理解している<sup>(72)</sup>。しかし、このような扱いが時効完成時期を延長する（つまり、訴訟増加の可能性を高める）効果を生じさせることは時効完成後の時効利益の放棄の場合と同様である<sup>(73)</sup>。もとより、このように考えると、時効中断という制度そのものが時効完成時期を遅らせるものといえるため、そもそも、訴訟増加の防止という公益理解が時効制度の存在理由として適切なのかという問題が出てくるが、時効利益の事前放棄という点だけを考えたとしても、訴訟増加の防止という公益上の要請は、これを禁止する合理的な根拠にならないと言わざるを得ない。

第2は、援用制度の存在である。民法は「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」（145条）として、時効の利益を享受するかどうかを援用権者の意思に委ねている。確かに、援用権者が援用すれば、例えば貸金返還訴訟などにおいては、裁判所はその他の理由を検討するまでもなく請求を棄却すればよいのであるから、裁判所の負担は減るかもしれない。訴訟増加の防止という公益内容が裁判所の負担軽減ということをも意味するのであれば、援用することによって裁判所の負担が減るわけであるから、援用制度は公益というものと一定程度結び付くことになる。しかし、援用権者の援用の有無によって左右される公益というのは一体どのようなものであろうか。やはり、訴訟増加の防止を事前放棄の禁止の根拠にするのは、時効法の体系と整合的ではないのである<sup>(74)</sup>。

そうすると、公益の中で検討対象として唯一残った訴訟増加の防止も時効利益の事前放棄を禁止する十分な根拠とはならないということになる。時効制度そのものが仮に公益のための制度であるとしても、少なくとも、時効利益の放棄は公益とは無関係の制度と言わ

ざるを得ない<sup>(75)</sup>。実際、近時では、時効利益の事前放棄が禁止される根拠の説明にあたって、時効が公益上の制度であるからという漠然とした理由付けは後退し、実質的な理由（債務者保護）が重視されるようになってきている<sup>(76)</sup>。このように考えると、146条に関する限り、公益というのは根拠にならず、別の根拠を前面に出す解釈でよい。

## 2. 債務者保護と公序良俗

それでは、債務者保護というのが時効利益の事前放棄を禁じる理由になりうるのかということであるが、まず債務者保護という言葉の意味について確認しておくことにする。起草者の見解からも読み取れるように、債務者保護には2つの意味がある。ひとつは軽率に時効の利益を放棄してしまう債務者を保護するという意味であり、もうひとつは債権者によって不本意な形で時効利益を放棄させられてしまうことから債務者を保護するという意味である。前者が梅の考える債務者保護であり<sup>(77)</sup>、後者が富井の考える債務者保護である<sup>(78)</sup>。我妻に代表される伝統的通説はこのうち後者の見解を債務者保護と捉えてきたわけであるが、債務者保護という言葉の意味を考える際に、前者の意味を無視してよいのかという問題を検討しておく必要がある。

現在においても、146条の趣旨を前者の意味での債務者保護に求める見解が存在する<sup>(79)</sup>。そして、そのように考えることも不可能ではない。しかし、時効完成後であれば、時効完成を知らずに債務を承認するだけで時効援用権を失うのに、事前の放棄であればどれだけ軽率に行った場合でも援用権を喪失しないというのはバランスを失っている。動機の錯誤の場合は原則として無効主張が認められないこととのバランスも考える必要がある<sup>(80)</sup>。このように考えると、時効利益の事前放棄禁止の理由を、軽率に時効利益を放棄した債務者の保護に求めることは現在の民法の体系と

整合的でないと言わざるを得ない。

では、後者の意味での債務者保護が時効利益の事前放棄禁止の根拠になるのかということであるが、多くの論者によって指摘されているように、事前放棄を認めると、金銭の貸付けのような場面で、時効の利益を放棄しないと金銭を貸し付けないというような事態が発生することが容易に想定できる。金銭消費貸借契約書等に「あらかじめ時効の利益を放棄する」旨の一文を挿入することが一般化すると、債務者は事実上時効の利益を享受することができなくなり、消滅時効制度が意味をもたなくなる。このように考えると、債務者保護、すなわち、劣位にある債務者が債権者に時効利益の放棄を強要されることがないようにすることというのは、債務者による事前放棄を禁止する合理的な理由になる。のみならず、消滅時効制度を実効あるものにするために不可欠な理由となる。

もっとも、債権債務関係というのは、当然のことであるが、金銭消費貸借契約の当事者間にだけ発生するものではない。また、金銭消費貸借契約の当事者を考えても、債務者が常に弱い立場に置かれるというわけでもない。このように考えると、債務者保護という根拠は、一般論として妥当であるとしても、それが妥当しない領域も存在するということを認める必要がある。そして、もし債務者保護という根拠が妥当しない場面が登場すれば、そのときは時効利益の事前放棄を禁止する理由が存在しないということになるわけであるから、時効利益の事前放棄も許されると解すべきことになる<sup>(81)</sup>。伝統的には、公益という根拠が障壁になって、時効利益の事前放棄は一律に禁止されるということになっていたが、先に検討したように、公益という根拠はもはや根拠と言えだけの合理性を失っているのであるから、どのような場合に時効利益の事前放棄が許されるのかということ、当事者がおかれた状況も考慮しながら確

定していくことが可能になっているといえる。このように考えると、146条は、私的自治に対する介入という意味で、公序良俗違反の法律行為を無効とする民法90条と同一の精神に基づく規定であるということが出来る<sup>(82)</sup>。

同様のことは、時効期間変更の合意についても言える。伝統的な通説は、時効期間の延長は許されないが時効期間の短縮は認められるという解釈を唱えてきたが、上記のとおり、債権者と債務者との関係は様々なものが考えられ、債務者が常に弱い立場にいると考えることは妥当でない。債務者の力が強いときは債権者が不本意な形で時効期間の短縮に合意させられるケースも考えられるのであるから、時効期間短縮の合意だけが許されるという見方は一方的と言わざるを得ない。この問題も、どのような合意であれば無効と評価されるのかという公序良俗規範の一適用場面と考えることになる<sup>(83)</sup>。

### 3. 146条が妥当する領域

時効利益の事前放棄が禁止される理由を以上のように考えるのであれば、そのような理由が当てはまらない場合、具体的には、優越的な立場を濫用して債務者に時効利益の放棄を実質的に強制するような事情がなければ、時効利益の事前放棄を認めても問題ない<sup>(84)</sup>。では、具体的にどのような場合に時効利益の事前放棄が認められるのであろうか。最終的には個々の事案ごとに判断するしかないが、ある程度定型的に考えることができるようにすることは必要である。債務は契約に基づいて発生する場合と法律の規定に基づいて発生する場合（後者はひとまず不法行為で代表させる<sup>(85)</sup>）とがあり、放棄は債務の発生（潜在的な発生も含めてよい）以前になされる場合と発生後になされる場合とに分けることができる。これらを合わせると4つの場面を想定することが可能になるが、不法行為による損害賠償債務に関する時効利益を債務の発生

前に放棄するということは想定しがたいため、検討の対象になるのは次の3つである。

①契約締結時あるいは締結前に時効利益を放棄する場合、②契約締結後に時効利益を放棄する場合、③不法行為後に時効利益を放棄する場合である。順に検討する。

まず、①契約締結時あるいは締結前に時効利益を放棄する場合である。これから新たな契約を締結しようとしているときには、債務者は債権者の言い分を一方的にのまざるを得ないということが容易に想定できるため、時効利益の事前放棄は原則として許されないというべきである。契約内容は契約当事者の自由な意思によって確定されるべきものであり、これを歪める可能性があるものはできるだけ排除しておく必要がある。公序良俗規範でも対処できないわけではないが、時効利益の事前放棄に関しては146条が特別の推定規定をおいたと理解すればよい。もっとも、債務者（となる者）が外部から何らの干渉も受けることなく完全に自分の意思で時効利益を放棄した場合まで無効とする必要はない。このような場合は、例外的に有効と解することができる<sup>(86)</sup>。

次に、②契約締結後に時効利益を放棄する場合である。債務不履行によって生じる損害賠償債務に関する時効利益の放棄もここに含めることができる。この場合に、時効利益の放棄が中断事由としての承認にあたることは論を俟たない。問題は時効利益の放棄ができるかということである。一方で、契約締結後は債務の内容が確定しているのであるから、放棄を認めても債権者に有利な契約を強要されるといったことは生じないようにも思える。しかし、他方で、継続的な取引関係にある場合などは、当事者の力関係によって事実上放棄を強いられるといったことは想定できるし、後の関係を考慮して債務者が形式的には自らの意思で放棄するということも考えられないわけではない。このように考えると、

契約締結後の時効利益の放棄は、契約締結前の放棄よりも個別に判断しなければならない場面が多くなるといえる。民法は後者の点を重視して時効利益の事前放棄を禁じる規定を設けたと考えられるが、債務者が自らの意思に反して放棄させられるような事情がなければ、有効と解しても差し支えないであろう<sup>(87)</sup>。もとより、認定は厳格になされなければならない。

最後に、③不法行為後に時効利益を放棄する場合である。不法行為の場合、損害賠償債権は不法行為の時に発生する。晩発性の損害が問題となる場面では不法行為の時と損害発生の時がずれることになるが、損害賠償債権自体は、不法行為の時に潜在的に発生している。債権の内容も確定している。このように考えると、不法行為後の時効利益の放棄は契約締結後の放棄の場合と同様に考えられるようにも思える。しかし、不法行為の場合、加害者と被害者の力関係がその後の両者の私法上の法律関係に影響を与えるということは考えにくいという特徴がある。両者にたまたま取引関係があり後の取引への影響を考えて時効利益を放棄するということもありえないわけではないが、定型的にそのような状況が想定できるわけではない。債務者の意思に反して放棄を強要される可能性は前二者と比べて低いと言えるのである。そうすると、不法行為に基づく損害賠償債権が問題となっている場面においては、加害者による時効利益の放棄ができるという解釈を原則とすべきであり、債務者の利益に鑑みて放棄を認めるべきでないという事情がある場合には、例外的に無効とすべきことになる。

#### 4. 放棄後の時効の進行

時効利益の事前放棄が認められる場合、その後の処理はどうなるのか、検討しておくことにする。具体的には、放棄後に時効が再度進行するのかという問題である。学説は、時

効完成後の自認行為に関する最判昭和45年5月21日民集24巻5号393頁<sup>(88)</sup>をも参考に、時効完成後に時効利益が放棄された後は新たな時効の進行が開始するとする<sup>(89)</sup>。時効利益の事前放棄の場合も、これと同様に考えて、放棄後に新たな時効の進行が開始すると解する余地がないわけではない。しかし、事前放棄が禁止される根拠を公益ではなく債務者保護に求めるのであれば、決定的なのは、債務者がどのような趣旨で放棄をしたのかである。債務者がどのように考えていたのかということが重要なのであるから、放棄の効果を一律に考えるのではなく、通常法律行為と同様、放棄の意思表示の解釈の問題となり、かかる債務者の意思を解釈によって個別に確定していくことになる<sup>(90)</sup>。債務者が企業の場合において、当該企業が入念な検討の上、時効の利益を享受しない趣旨で時効利益を放棄した場合は、当該債務は以後も時効消滅しないと解すべきであろう。

## V おわりに

本稿で述べたことをまとめると、次のようになる。

- ① 時効利益の事前放棄が許されない根拠は、伝統的には、公益と債務者保護という2つの点に求められていたが、公益というものを根拠として維持することは不可能であり、現時点では、事前放棄を禁止する根拠は（不本意な形で時効利益の放棄を強いられる）債務者保護のみに求めるのが妥当である。
- ② 時効利益の事前放棄を禁止する根拠を債務者保護に求めるのであれば、債務者に保護すべき理由が存在しない場合は、時効利益の放棄を認めることが可能になる。
- ③ 契約締結時あるいは締結前に時効利益を放棄することは原則として認められないが、契約締結後に時効利益を放棄することは個別の判断に委ねられる。そして、不法

行為後に時効利益を放棄することは原則として認められる。

- ④ 時効利益の事前放棄の効果は債務者がどのような趣旨で放棄の意思表示をしたか次第である。

以上の結論を福島第一原発事故における東京電力の損害賠償債務に当てはめると次のようになる。東京電力の負っている債務は原賠法という法律の規定によって発生したものであるが、原賠法は民法の不法行為法の特別法という位置付けが与えられているため、不法行為によって生じた債務と同様に扱うことができる。不法行為によって生じた債務は債務者を保護する特段の事情がない限り、時効完成前であっても放棄することができる。東京電力が被害者から時効利益の放棄を強要されているような事情はなく、東京電力を保護する特段の事情は存在しない。したがって、東京電力は時効の利益を有効に放棄することができる<sup>(91)</sup>。

このように、東京電力が現時点で時効利益を放棄することに理論上の障壁はない。146条がネックになって時効利益を放棄したくてもできないという事情は存在しないのである。原賠時効特例法が存在するため、時効利益の放棄をしなくても当面は被害者の損害賠償請求権が時効消滅することはないが、放棄する気があるのであれば、早急に放棄すべきである<sup>(92)</sup>。

本稿では言及できなかったが、起算点の解釈によって被害者の損害賠償請求権を確保することも可能である。起算点論は議論の蓄積もあり、債務者の意思に依存しないという点で、時効利益の放棄とは大きく異なる。原賠時効特例法によって時効期間が10年に延長された現時点においても、引き続き検討すべき課題である<sup>(93)</sup>。

注

- (1) 政府の基本的な立場は、過去に例がない時効延長立法を行わなければならないだけの特段の事情が認められないというものであった（水上貴央「福島第一原発事故損害賠償における時効延長立法の必要性と立法プロセスにおける法的論点」青山法務研究論集8号23頁〔2014年〕）。
- (2) 特定原子力損害とは、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による損害であって、原賠法2条3項に規定する原子力事業者が同法3条1項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう（原賠時効特例法1条）。
- (3) 福島県知事による要請については、福島県議会2012年12月定例会（12月11日開催）において、原子力損害対策担当理事から「損害賠償請求権の消滅時効につきましては、被害者が請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し知事から直接援用しないことを求めるとともに、国に対しても法制度の見直しも含めた対応を要請しているところであります」との答弁がなされている（福島県議会会議録検索システム参照）。日弁連による意見表明については、日本弁護士連合会「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効に関する意見書」（2013年1月11日）を参照。日弁連の意見書は、国に対しても、消滅時効を援用しないよう要請している。
- (4) 2013年1月10日に東京電力社長が「被災者に対する賠償で時効を主張しない考えを明らかにした」という報道があるので（2013年1月11日朝日新聞朝刊）、本文のように言ってもよいであろう。
- (5) 「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」（2013年2月4日）。「被害者の方々が極めて広範にわたること、現在もお避難生活を余儀なくされている方々が多数いらっしゃる中、被害者の方々に公正かつ迅速な賠償を行うことは弊社としての使命であることなどを踏まえ、従前から、時効が完成しても、直ちに時効を援用することは考えていないことを表明させていただいておりました」としたうえで、見解である。
- (6) 時効の中断に関するこの考え方は、東電が福島第一原発事故に伴う原子力損害賠償債務についてその存在を認識していることが前提となるので、東電が仮払補償金を支払った被害者（事故当時、

避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしていた被害者)の損害賠償債務について適用されるという。

- (7) 前掲「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」は、「民法第146条が『時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。』と規定しており、弊社は時効援用の利益をあらかじめ放棄することができないとされていることも考慮しつつ、弊社として最大限可能な対応策を検討してまいりました」と述べる。
- (8) 第38回国会参議院商工委員会会議録27号3頁。なお、1959年7月に日本原子力産業会議原子力補償問題特別委員会によってまとめられた「原子力災害補償問題研究報告書」は、「被害者が損害を知ってからの時効期間は必ずしも長くする必要はない」から「この点は民法の原則により3年とすることが適当であろう」としつつ、「損害の原因たる事故発生時からの出訴期間については、放射線障害の後発性を考えると、長ければ長い程よいということになる」が、「一方では無過失責任との均衡上、他方では保険からの制約、賠償金配分の便宜上、適当な期間で出訴期間を限定することが望まれる」として、「たとえば10年位が適当であると思われる」としている(日本原子力産業会議原子力補償問題特別委員会『原子力災害補償問題研究報告書—第三者補償問題を中心として』61-62頁〔1959年〕)。そのうえで、期間経過後の請求者の保護については、「国家による措置…或いは一定の基金による救済措置…をとり、第三者保護に万全を期することが必要であろう」とする(62頁)。委員として報告書の作成に尽力した加藤一郎の見解(立法論)については、同「原子力災害補償立法上の問題点」ジュリ190号14頁(1959年)以下に述べられている。当然のことながら、消滅時効に関する記述は報告書と同様である(16-17頁)。
- (9) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』52頁(通商産業研究社・改訂版・1991年)。
- (10) 松本克美は「原子力損害について民法724条を適用するという立法当時からの議論は、原子力損害には民法724条が妥当するという積極的な政策判断の結果というよりも、原子力損害の特質に則した時効規定はどのようなものであるべきかについての議論が煮詰まらなかったことの反映として、さしあたり民法724条が適用されるという消

極的選択の結果と捉えることができるのではなからうか」と述べる。松本克美「原子力損害と消滅時効」立命347号229頁(2013年)〔以下、松本・消滅時効で引用〕。

- (11) 立法時においても被害の深刻さは認識されていたが(加藤一郎の認識については加藤・前掲注(8)14頁を参照)、長期にわたる避難等で損害賠償請求が困難になるということがどこまで明確に意識されていたのかは明らかでない。なお、被害の深刻さを最も正確に認識していたのは政府であろう。旧科学技術庁は、1959年に日本原子力産業会議に委託して「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」という報告書を作成していた。この報告書では、損害額が1959年当時の国の一般会計予算の2倍以上にあたる3兆7300億円に達することが想定されていたが、1961年の国会審議に資料として提出されたのは損害額を3分の1以下に抑えた要約版であった。その後は存在自体が否定され、1999年になってようやく全文が国会に提出された(毎日新聞1999年6月16日朝刊、同2005年5月24日朝刊)。
- (12) 損害賠償請求権の時効消滅を否定する結論を導く議論としては次元の異なる2つのものがありうる。原賠法に基づく損害賠償請求権には724条は適用されず時効により消滅することはないという方向での議論と、724条の適用を前提としつつ同条の解釈のレベルで時効の完成を否定する方向での議論である。本文で述べたのは前者の方向での議論である。松本・消滅時効は双方の視点(たとえば、前者については240頁、後者については236頁)から損害賠償請求権の時効消滅を否定している。
- (13) 松本・消滅時効238-239頁。
- (14) 原賠ADR時効中断特例法は、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害…の賠償に関する紛争をいう。)について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介…の手續の利用に係る時効の中断の特例について定めるもの」(1条)であって、「原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合…において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から1月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関して

- は、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす」(2条)とするものである。「時効の中断の特例」を定めるものであるため、損害賠償債権が消滅時効にかかることが前提となっている。明文規定があるわけではないが、724条の適用が前提になっているということに疑いの余地はない。片山達也「原賠ADR時効中断特例法の制定」時の法令1940号61頁(2013年)も、724条の適用を前提にした解説を行っている。
- (15) 「時効ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ス」と規定する旧民法証拠編100条1項本文を引き継いだものである。
- (16) 梅謙次郎『民法要義卷之一総則編(訂正増補23版)』342頁(法政大学、明法堂・1903年〔初版1896年〕)〔以下、「梅」で引用〕。
- (17) 川井健『民法概論1民法総則〔第3版〕』324頁(有斐閣・2005年)。また、時効利益の放棄は、権利の喪失または義務の存続という権利の処分にあたるので処分の行為能力または権限を必要とする(同頁。この点については、大判大正8年5月12日民録25輯851頁が、後見人が被後見人に代わって時効完成後の債務の承認をなすには親族会の同意を得ることを要すると判示している)。なお、放棄は一方的な意思表示であり債権者の同意は不要である(大判大正8年7月4日民録25輯1215頁)。
- (18) 大判大正6年2月19日民録23輯311頁、最判昭和35年6月23日民集14巻8号1498頁等。
- (19) 時効完成の事実を知りつつ債務の承認を行う債務者がどれだけ存在するのかということである。債務者が時効完成後に債務の承認等をする場合に時効完成の事実を知っているのはむしろ異例で、知らないのが通常であるから(後掲最大判昭和41年4月20日)、経験則に反する推定を行っていることになる。
- (20) 最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁。時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えられるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らし相当であり、このように解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反しないという。
- (21) 川井・前掲注(17)326-327頁等。もっとも、結論は支持しつつも、理由付けを異にする見解も存在する。たとえば、佐久間毅『民法の基礎1総則〔第3版〕』429-430頁(有斐閣・2008年)〔以下、「佐久間」で引用〕。
- (22) 146条は、法典調査会の原案では、「完成セサル時効ノ利益ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得ス」(147条)となっていた。そこでの審議で、現行の条文の形に修正された。法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録1』417-418頁(商事法務研究会・1983年)。
- (23) その前提として、旧民法は時効を法律上の推定とし証拠の一種として証拠編に規定を置いていたが、沿革上も学理上も頗る穩當を欠くものとして現行民法では採用しなかったということを述べている(梅334頁)。
- (24) 梅335頁。
- (25) 同上。
- (26) 梅341-342頁。
- (27) 取得時効の場面を想定することもできる。たとえば、潮見佳男『民法総則講義』268頁(有斐閣・2005年)。
- (28) 富井政章『民法原論第1巻総論〔第3版〕』540-542頁(有斐閣書房・1905年)〔以下、「富井」で引用〕。
- (29) 富井556-557頁。
- (30) のみならず、富井は正面から時効は純然たる公益上の制度ではないことを指摘する。①完成した時効は放棄することができる、②時効は当事者が援用しなければ裁判所はこれによって裁判をなすことができない等、私法上の時効はその利益を受けるべき者の意思に反してその効力を生ずることがないという点において(刑事上の時効のような)純然たる公益上の制度と同一視すべきではなく、時効の公益性は、時効の性質及び目的に反しない限度で認められるという。富井542-543頁。
- (31) 岡松参太郎『訂正12版 註釈民法理由総則編』373頁(有斐閣書房・1899年〔初版1896年〕)は146条の理由として、①時効は公益上の制度であり強行法であるから一私人の意思で左右することは許されない、②もし一私人の意思であらかじめ時効を援用しないことができるとすれば権利者は必ずこれを求め義務者は常にこれを承諾することになり時効制度の効用を減却する、という2点を挙げており、早い時期から既に二元的な説明は行われていた。



- 32) 鳩山秀夫『註釈民法全書第2巻法律行為乃至時効』589頁（巖松堂書店・1911年）。長年にわたって物を占有している者は社会から所有者と認識され、その信用の上に種々の法律上・事実上の関係を建設するわけであるから、後になって原権利者の主張を容れてその基礎を破壊するのは、その上に建設された種々の関係を転覆させ社会の秩序を動揺させることになるという。
- 33) 鳩山・前掲注32589-590。「永続セル事実状態ニ因ル社会ノ秩序ノ維持ヲ以テ其重要ナルモノトス」としていることから、これを主たる根拠と捉えているようである。
- 34) 鳩山・前掲注32595頁。したがって、当事者の契約で時効の適用を排除したり、時効期間を延長したり、あるいは中断事由を増やすなどして時効の完成を困難にするようなことはできないという。もっとも、援用を要することや時効完成後に時効の利益を放棄することができることを挙げて、民法の時効規定は公益という視点で一貫しているわけではなく、時効によって利益を受ける者の利益保護という視点をも併せ持っていると言わざるを得ないとしている。そして、この観点から、時効期間を短縮するような時効の完成を容易にする契約は有効であるとする（595-596頁）。
- 35) 鳩山・前掲注32613頁。
- 36) 我妻栄『新訂民法総則』431-432頁（岩波書店・1965年）〔以下、「我妻」で引用〕。
- 37) 我妻452頁。
- 38) このような説明をするものとして、幾代通『民法総則〔第2版〕』548頁（青林書院新社・1984年）、河上正二『民法総則講義』340頁（日本評論社・2007年）、川井・前掲注17325頁、山川一陽『民法総則講義〔第4版〕』310-311頁（中央経済社・2009年）など。
- 39) 我妻452-453頁など。
- 40) 川島武宜『民法総則』428頁以下、446頁以下（有斐閣・1965年）〔以下、「川島」で引用〕。
- 41) 裁判所における請求権の行使を一定の期間内に限定するものであり、167条1項ならびに168条以下に規定する消滅時効がこれに属する。
- 42) 所有権を完全円満な権利とするため、一定期間行使されない他物権を消滅させるものであり、所有権を制限する他物権の存続を限定しようとする思想に由来する。167条2項がこれにあたる。
- 43) 消滅時効の中に、請求権時効と不行使時効という2つの時効があるとするのである。
- 44) 時効制度の趣旨を立証困難の救済に求める他の見解も、時効利益の事前放棄が許されない理由を債務者保護という観点から説明している。舟橋諄一『民法総則』171頁（弘文堂・1954年）、星野英一『民法概論I（序論・総則）』287-288頁（良書普及会・1971年）。
- 45) 川島武宜編『注釈民法（5）総則（5）』55頁〔川井健〕（有斐閣・1967年）は、時効の存在理由と密接に関連する時効の効果（や援用の法的性質論）に絡めてこの問題を説明する。いわゆる攻撃防御方法説・実体法説をとる見解は、時効利益の事前放棄が禁止される理由を公益と債務者保護に求める（あるいは公益のみに求める）のに対し、法定証拠提出説をとる見解は債務者保護のみ（あるいは証拠契約の性質）に求めるとする。
- 46) 川島は、時効利益の放棄を「時効抗弁権の放棄」として位置付け、146条を政策的考慮に出た規定と理解するわけであるから（川島461頁以下）、本文のように考えることができると思われる。
- 47) 以下の叙述は、鹿野菜穂子「時効における公益と私益」慶應法学12号261頁以下（2009年）も参考にしている。
- 48) わずかに、原案145条（現行144条）の説明の際に、時効は公益上の理由から設けられたものである旨の言及があるのみである。1894年5月8日の審議における梅謙次郎の発言。法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲注22413頁。
- 49) 梅335頁。
- 50) 梅340頁。
- 51) 時効利益の事前放棄が許されない理由の箇所でも紹介したように、梅は、弁済者の保護をもって公益としているのではないかと読める記述も残している。「本条ノ規定ハ時効ノ公益に基ケル制度ナルコトヲ証スルモノナリ」と述べつつ、時効利益の事前放棄を認めると弁済者が不利益を受けることになるからこれを禁止したのだという論理を展開しているようにも読めるため（梅341-342頁）、弁済者の保護という私益的な事項も公益の内容に含めているのではないかと考える余地が出てくるのである。弁済者保護を強調すれば、公益という言葉は用いているものの、実質は私益であるということになりかねない。
- 52) 富井540-541頁。
- 53) これは『民法修正案理由書』の立場と同じであ

- る。民法修正案理由は「時効ハ公益上ノ必要ヨリ生スル規定ニシテ権利ノ長ク不確定ノ有様ニアルコトヲ防キ成ルヘク争訟ノ少カラシムコトヲ欲スルモノナルニ…」としており、（長期にわたって権利が確定しない状態が出現することを防ぐことによる）争訟の抑制が公益の具体的な内容として述べられているのである。廣中俊雄『民法修正案（前3編）の理由書』194頁（有斐閣・1987年）〔民法修正案理由書の134頁〕。
- 54) 取得時効に関しては、不動産の占有者は他人から権利を取得したこと、さらには前主、前々主の権利も証明しなければならなくなるといったことを秩序混乱の具体例として挙げている。長年の間成立していた関係がかえって不測の損害を招致する基になるとする。
- 55) この点について、星野英一は、「民法の起草者、特に時効の章の起草者である梅博士が、他の部分におけるきわめてレベルの高い議論にもかかわらず、ここにおいてやや混迷した理解を持っていたことが、わが学説に不幸な影響を及ぼしたといえよう」と述べている。星野英一「時効に関する覚書—その存在理由を中心として—」同『民法論集第4巻』203頁（有斐閣・1978年〔初出：1969-1974年〕）〔以下、「星野・覚書」で引用〕。
- 56) 岡松・前掲注31356-357頁。
- 57) ①の点については、公益の中身があまりにも漠然としているため、ここでは触れないでおく。
- 58) 梅はこのことを念頭において「権利ノ永ク不確定ノ景状ニ在ルハ大ニ取引ノ安全ヲ害シ社会ノ経済ニ影響スル所尠カラサレハナリ」と述べていた可能性もある。だとすると、梅が述べるところの「取引の安全」というのは「従前の法律状態を回復させることに伴う法律関係の混乱回避」と同義であると捉えることも可能になるように思われるが、推測の域を出ないため、ここでは可能性を指摘するにとどめておく。
- 59) 鳩山・前掲注32589頁、川名兼四郎『日本民法総論』282-283頁（金刺芳流堂・1912年）など。
- 60) 我妻431頁。
- 61) 我妻452頁。
- 62) 永続した事実状態の上に築き上げられた法律関係が正当な権利関係に引き戻されることによって覆されることのないようにするというを「取引の安全」とか「経済的な混乱の防止」という言葉で表現しようとしているのかもしれないが、そうであれば、それは伝統的通説が永続した事実状態の尊重という言葉で表現しようとしている内容と重なる。
- 63) 星野・覚書176-177頁。
- 64) 星野・覚書173頁。「既に鮮かな批判がなされており、この根拠はもはや今日通用しえないように思われる」と述べる。なお、注58で述べたとおり、起草者が公益の内容のひとつとして把握していた「取引の安全」が本文で述べたような第三者保護のことを意味するのであれば、「取引の安全」という言葉は決して漠然な概念ということにはならない。しかし、逆に、そもそもそこで保護しようとしているのは公益ではないということになり、別の批判が妥当することになる。
- 65) もとより、第三者保護という公益とは関係のない私的な利益が時効制度の存在理由なのだということが可能であるが、この理解に対しても強い批判が加えられている。たとえば、星野は次のような批判を加える。時効を第三者保護の制度というためには、民法における第三者保護のための諸制度と比較して、要件・効果の点で共通しているかを眺め、もしそうでないならばその理由について説明がなされる必要がある。まず、要件についてみると、他の第三者保護の制度においては、第三者の保護要件として善意（94条2項など）とか善意無過失（192条など）、正当事由（110条）が要求されているが、時効にあっては、このような要件は全く要求されていない。したがって、時効が第三者の信頼保護の制度ということはできない。効果についても、民法の他の規定では第三者のみが保護されており、第三者を保護するために当事者まで保護することはなされていないが、時効においては、当事者間で権利が取得され義務が消滅すると規定されている。したがって、他の第三者保護の制度とはあまりにも異なり、この説をとるのであればなぜ時効だけがこのような効果を認めているのか説明する必要があるが、この点についてはほとんど説明がなされていない（星野・覚書173頁以下）。このように考えると、第三者保護というのは、時効制度を統一的に説明する理由にはなりえないということになる。
- 66) 時効制度を、社会の紛争解決コストを引き下げる必要性から司法政策的に認められた制度と捉える近時の見解として、平野裕之『民法総則〔第3版〕』484-485頁（日本評論社・2011年）。平野は、

- そのうえで、この趣旨は、これらの利益を受ける者の意思を無視してまで強制されるべきものではないとして（援用や時効利益の事後放棄がその例）、時効制度を、公益的な制度と利益といえども強制しないという私的利益保護とが混在した制度と理解する。
- (67) 多くの論者によって指摘されているように、消滅時効と取得時効とを統一的に説明しなければならないわけではない。
- (68) 時効制度の存在理由と個々の制度の存在理由とがリンクしないのは広く認識されており、現在では、時効の章の中に規定されている様々な制度は、それら個々の制度ごとにその存在理由を考えるべきという理解が一般的である（山本敬三『民法講義 I 総則〔第3版〕』543-544頁〔有斐閣・2011年〕）。本稿でも、時効制度の存在理由そのものには触れず、時効利益の事前放棄に特化して検討していくことにする。
- (69) その意味で、訴訟増加の防止は時効制度の存在理由としての公益の内容になりうる。
- (70) 合意による時効期間の延長が認められないことの根拠にもなりうる。通説は、時効期間を当事者の合意によって短縮することはできるが、延長することはできないとしている（我妻452-453頁）。時効期間を短縮することで完成時期を早めれば訴訟はそれだけ少なくなるというわけであるから、筋は通っているといえる。逆に、時効期間を延長すれば訴えを提起できる期間がそれだけ長くなり、訴訟を増加させることになるから、認められないということになるわけである。
- (71) 我妻453頁。起草者（富井558頁）以来の説明である。
- (72) 梅342頁、富井557-558頁以来の理解である。もっとも、我妻は、「時効期間の進行中の時効利益の放棄は、すでに経過した期間の放棄としてだけ、有効とみられる」（我妻453頁）と述べる。
- (73) 前述のとおり、判例・通説は、時効完成後に債務の自認行為があった場合、その後の時効援用を信義則によって封じているが、時効を公益に基づく制度と捉えるのであれば、その扱いこそ公益に反するのではないかということになる。
- (74) この点は、既に吾妻光俊「私法に於ける時効制度の意義」法協48巻2号181頁（1930年）が、社会秩序維持という公益理解を批判する際に指摘している。
- (75) 川島462頁は「従来の説明は自ら構成した概念『公益』に拘束されて論理を迫るものであって、概念法学の誤りにおちいるのではないかと思われる」としている。
- (76) 概説書レベルでは、近江幸治『民法講義 I 民法総則〔第6版〕』352頁（成文堂・2008年）、内田貴『民法 I 〔第3版〕総則・物権』327頁（東京大学出版会・2005年）、佐久間427頁、山本・前掲注68606頁などが債務者保護（債権者が自己の有利な立場を利用して債務者に時効利益の事前放棄を強要することを防ぐこと）を理由として挙げる。
- (77) 梅341-342頁。
- (78) 富井557頁。
- (79) 大村敦志『民法読解総則編』488-489頁（有斐閣・2009年）。事前の相続放棄や事前の認知請求権の放棄等、事前の権利放棄一般について妥当する根拠であるとする。軽率な債務者の保護と不当に時効利益の放棄を迫られる債務者の保護という両者を根拠とするものとして、石田穰『民法総則』556頁（悠々社・1992年）。両見解とも、取得時効をも念頭においた説明を行っており、「債務者」に限定しているわけではないが、消滅時効を念頭におくとこのような説明になる。
- (80) 大村・前掲注(79)489頁は、「事前に放棄する者が常に窮迫状態にあるというわけではない」というが、「事前に放棄する者が常に軽率に放棄をしているというわけではない」ということも同様にいえるため、この点は決定的な理由にはならない。
- (81) 佐久間427頁も、時効利益の事前放棄を一般的に禁じなければならないかどうかは疑わしいとして、「債権者が優越的地位を不当に行使して債務者に時効利益の事前放棄をさせたときには、この放棄は公序良俗違反により無効とすればよく、そのような事情がないときには、私的自治の原則から事前放棄も有効と認めてよいと考えられる」とする。石田喜久夫『口述民法総則〔第2版〕』（成文堂・1998年）345頁も、当事者間では有効に時効利益の事前放棄ができるとする。
- (82) 川島462頁。流質契約の禁止（349条）や抵当直流の禁止と同様に考えるわけである〔近江・前掲注(76)352頁〕。
- (83) 佐久間407-408頁も、仮に時効期間が合意によって変更できるものであるのならという留保のもと、「その合意が法的に許容される私的自治的形成の範囲を超えている場合にだけ、無効とすれ

- ばよい」とする。なお、時効の完成を容易にする特約を一律に有効とすることについて疑問を呈するものとして、星野・前掲注44/288頁。
- 84) 時効期間の変更も同様に考えることができよう。
- 85) 不当利得に基づく債務は不当利得法をどのように把握するのかということに左右されることになるが、少なくとも給付利得の領域に関しては契約に基づいて発生する債務と同様に考えてよい。
- 86) とはいえ、放棄の有効性が争われた場合に、任意性をどのように立証するかは困難な問題である。任意性を肯定する特段の事情がない限り、146条の推定は覆らないというべきであろう。
- 87) 単発の契約のように、その後の関係を考慮する必要がない場合には、放棄を有効と解することになろう。契約締結後の時効期間の変更についても同様に考えればよい。
- 88) 「債務者が消滅時効の完成後に債権者に対し当該債務を承認した場合には、時効完成の事実を知らなかつたときでも、その後その時効の援用をすることが許されないことは、当裁判所の判例の示すところであるけれども…、右は、すでに経過した時効期間について消滅時効を援用しえないというに止まり、その承認以後再び時効期間の進行することををも否定するものではない」と判示する。
- 89) 内田・前掲注76/329頁など。
- 90) (時効完成後の)放棄は、権利・利益などを積極的に享受しないとする意思表示であるから、時効が再度完成しても、その利益を享受することはないと解するものとして、近江・前掲注76/352頁。
- 91) 仮に、146条の趣旨を、軽率に時効利益を放棄してしまう債務者の保護に求めたとしても、充実した法務部門を有する法人が事前放棄を行う場合には、この趣旨は当てはまらないと言える。
- 92) 2013年2月4日の「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」は、時効の利益を放棄するという表現を注意深く避けているが、放棄をすることに理論的な障壁がないにもかかわらず放棄しないのであれば、言質をとられないように敢えて時効利益の事前放棄に言及しなかったと思われてもやむを得ないであろう。また、146条によって時効利益が放棄できないから放棄しなかったのだとしておきながら、消滅時効完成後に援用してくるようなことがあれば、それは援用権の濫用と評価されることになろう。
- 93) 松本・消滅時効236頁は、継続性・不確定性、広範性、潜在性という原子力損害の特質を考慮すれば、不法行為に基づく損害賠償を請求した時点の損害は、その時点ではじめて知った損害と解すべきとする。